

一方、独禁法に照らして首をか
しげたくなる案件が中国で散見さ
れるのは事実だ。鉄道車両を製造
する2大国有企業の合併や、市場
占有率が合わせて9割を超える2
大タクシー配車アプリ会社の合併
などだ。これでは自国企業には甘
いと言われても仕方がない。

競争政策の法体系は日米欧の間
でも整合性が十分ではない。日本
は将来的な制度調和を視野に米欧
と協調し、中国を恣意的ではない
制度の整備と運用へと導くよう対
話を深めるべきだ。それは習近平
政権の改革の本気度を瀬踏みする
ことにもなる。

遺族も納得の医療事故調に

医療行為にともなう死亡事故の
原因究明と再発防止を目的とした
医療事故調査制度が、10月に始ま
る。ところが細則を定めるため厚
生労働省が設けた検討会の議論が
紛糾している。いま一度、原点に
立ち返って、遺族も納得できる
仕組みを目指してほしい。

患者が亡くなったとき、遺族は
病院など医療機関の説明に納得で
きない場合がある。真相を明らか
にし責任を追及するため訴訟を起
こすことも珍しくない。しかし裁
判は長引きがちで遺族も病院も疲
弊する。しかも真相は不透明なま
ま、ということもある。

責任の追及より原因の究明と再
発防止を重視し、医療の質を上げ
ていこうという仕組みが、事故調
の制度だ。

予期しない死亡事故が起こった
場合、病院は新設される「医療事
故調査・支援センター」に届け出
たうえで、外部の専門家も交えた
調査組織を院内に設けて調査を実
施し、報告書をまとめる。

この調査結果に納得ができなか
った場合、遺族はセンターに再調
査を依頼できる。

制度の細部をめぐって特に問題
になっているのは、院内での調査
結果の説明の手法についてだ。一
部の医療関係者は「口頭説明によ
い場合もある」と主張する。遺族
側は「落ち着いて理解するために

も報告書を遺族に渡してほしい」
と訴えている。

報告書を手渡すと責任追及のた
めの訴訟などに利用されるのでは
ないか、との心配が医療側にはあ
るようだ。しかし、2013年に
新制度の骨格を定めるために設け
られた検討会の報告書は、院内調
査報告書について「遺族に十分説
明の上、開示しなければならぬ」
と明記している。

これまで遺族はほとんど情報の
ない状況の中で苦しんできた。事
故が起きた場合、病院はまず誠心
誠意、遺族に対して説明を尽くす
べきであることは論をまたない。
医療者の懸念に一定の配慮は必要
だが、基本を忘れずに制度をつく
ってもらいたい。